

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の主旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定しています。

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～29年度）では、平成27年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や重点施策等を明示します。

第2節 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。国が基本指針を定め、これを踏まえて都道府県、区市町村が計画を策定します。

区は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しています。

（2）「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」との関係

本計画は、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」との整合を図り、高齢者保健福祉に関する施策を示したものです。

（3）計画期間

計画期間は、平成27年度から29年度までの3か年です。計画の最終年度の平成29年度に見直しを行い、平成30年度を計画の始期とする第7期計画を策定する予定です。

（4）計画の評価

第3章に掲載した施策および事業の達成度については、毎年度その把握に努め、次年度

以降につなげていきます。また、区長の附属機関である「介護保険運営協議会」¹、「地域包括支援センター運営協議会」²および「地域密着型サービス運営委員会」³において、進捗状況の点検・評価を行います。

第3節 計画の理念

計画の理念として3点を定めます。

○ 高齢者の尊厳を大切にす

人間性が尊重され、高齢になっても、心身の機能が衰えても、要介護状態になっても、尊厳を保ち自分らしく生活できる社会を目指します。

○ 高齢者の自立と自己決定を尊重する

自らの意思や能力に応じ自立した生活が可能であり、自らサービスを選択・決定できる社会を目指します。

○ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

地域社会の一員として活躍でき、地域の人々が連携し、ともに支え合う社会を目指します。

第4節 計画の目標

「住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立する」ことを計画の目標とします。

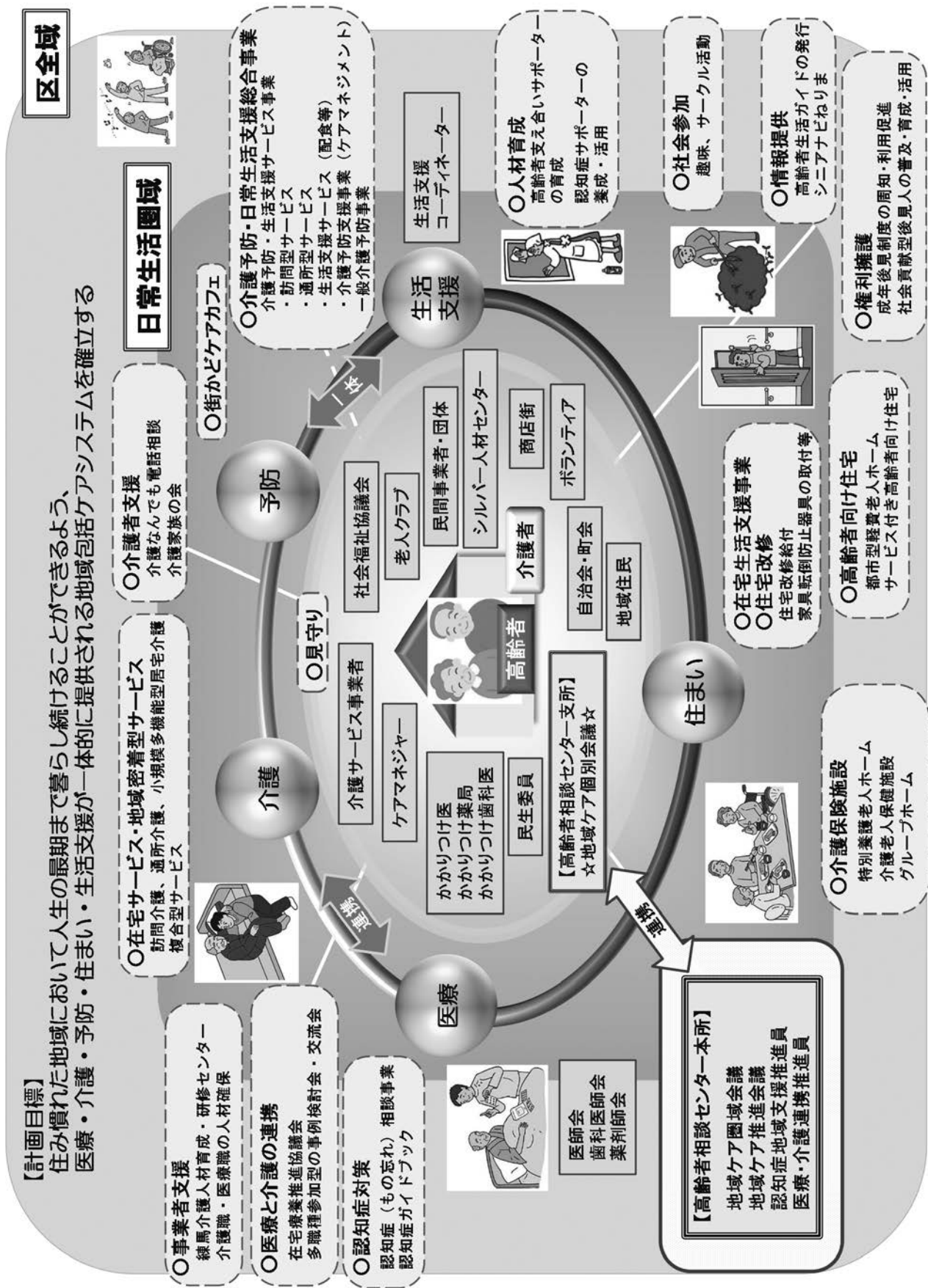
それぞれの高齢者のニーズに応じて、医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々なサービスが、適切な組み合わせにより包括的に提供され、切れ目のないサービスとして継続的に提供される、地域包括ケアシステムの体制を整備していきます。

¹ 介護保険運営協議会：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するため設置されている区長の附属機関です。

² 地域包括支援センター運営協議会：地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置されている区長の附属機関です。

³ 地域密着型サービス運営委員会：地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関です。委員は、地域包括支援センター運営協議会委員と兼任しています。

■ 地域包括ケアシステムのイメージ図

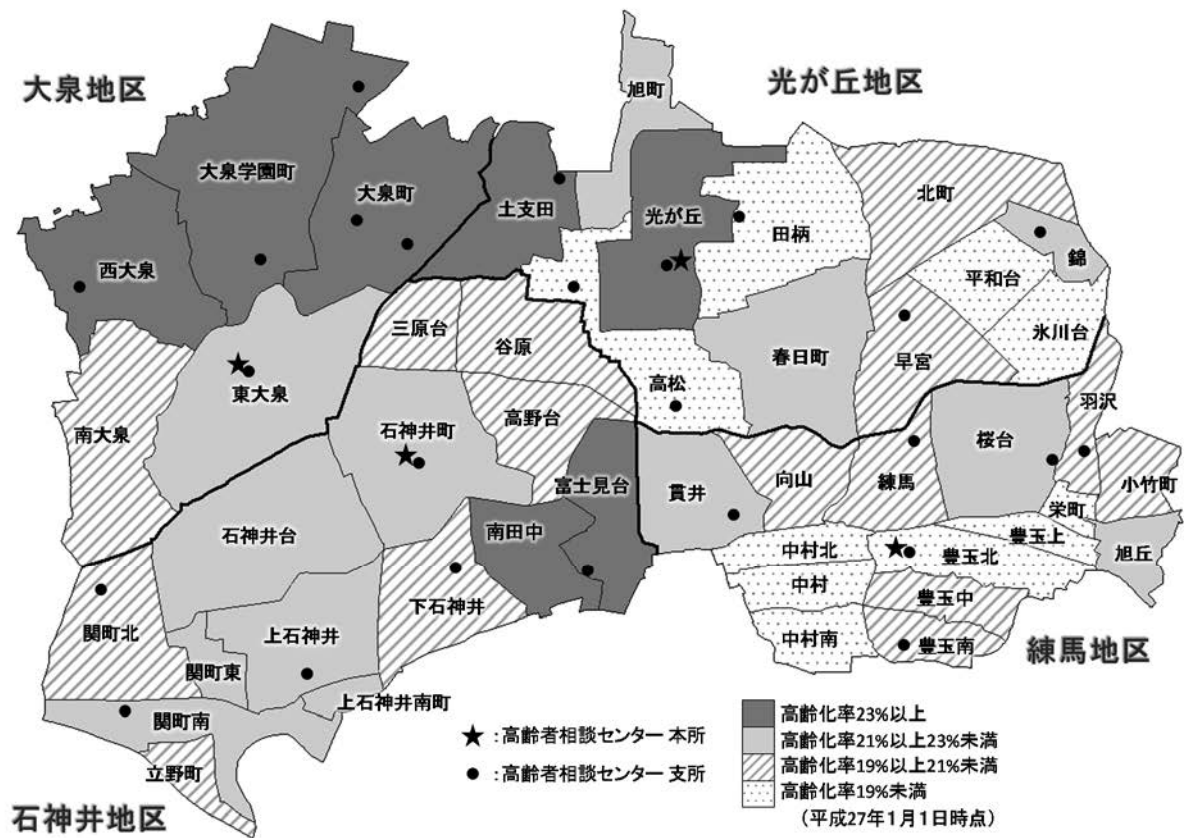


第5節 日常生活圏域と高齢者相談センター（地域包括支援センター）

区では、福祉施策を効果的に推進するため、練馬、光が丘、石神井、大泉の4か所に総合福祉事務所を設置しており、この管轄と同一の区域を日常生活圏域としています。日常生活圏域は高齢者が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情等を考慮して定めるもので、高齢者にとって住み慣れた地域で介護保険等の必要なサービスが提供されるよう、各種サービスの整備区域となるものです。

また、高齢者相談センター⁴（地域包括支援センター⁵）は、高齢者の心身の健康保持と生活の安定を目的として各種支援を行う地域包括ケアシステム確立のための中核機関です。区では、4つの日常生活圏域ごとに、高齢者相談センター本所を設置するとともに、本所の下に支所を25か所設置し、本所と支所が連携することで効果的な支援を目指しています。

■日常生活圏域の区分および高齢者相談センター所在地と高齢化の状況



⁴ 高齢者相談センター：区では、「地域包括支援センター」という名称が法律用語であり、分かりにくく固い印象があるため、平成21年度から高齢者相談センターと呼称しています。

⁵ 地域包括支援センター：介護保険法第115条の46に基づき、高齢者の自立支援と権利擁護のため、地域における総合相談を担うとともに、包括的、継続的な支援を行う施設です。